

真宗大谷派「不戦決議」

不戦決議

「真宗大谷派不戦決議」

1995（平成7）年6月、戦後50年にあたり、
「不戦決議」を宗会において採択。

私たちは過去において、大日本帝国の名の下に、世界の人々、とりわけアジア諸国の人たちに、言語に絶する惨禍^{さんか}をもたらし、仏法の名を借りて、将来ある青年たちを死地^{おもむ}に赴かしめ、言いしれぬ苦難を強いたことを、深く懺悔するものであります。

この懺悔の思念を旨として、私たちは、人間のいのちを軽んじ、他を抹殺^はして愧^はじることのない、すべての戦闘行為を否定し、さらに賜^{たまわ}った信心の智慧^{ちえ}をもって、宗門が犯した罪責を検証し、これらの惨事を未然に防止する努力を惜しまないことを決意して、ここに「不戦の誓い」を表明するものであります。

さらに私たちは、かつて安穩^{あんのん}なる世を願い、四海同朋^{いつく}への慈しみを説いたために、非国民とされ、宗門からさえ見捨てられた人々に対し、心からなる許しを乞うとともに、今日世界各地において不戦平和への願いに促されて、その実現に身を捧げておられるあらゆる心ある人々に、深甚^{じんじん}の敬意を表するものであります。

私たちは、民族・言語・文化・宗教の相違を越えて、戦争を許さない、豊かで平和な国際社会の建設にむけて、すべての人々と歩みをともにすることを誓うものであります。

右、決議いたします。

1995年6月13日

真宗大谷派 宗議会議員一同

1995年6月15日

真宗大谷派 参議会議員一同

☞ 岡崎教区教区会有志による「ガイドライン法案反対の要望書」☞

要 望 書

新ガイドライン法案は米軍の「後方支援」という名の参戦に地方自治体、民間をも巻き込み「戦争への協力」を当然とする社会体制づくり法案です。

わが宗門は、95 年「不戦決議」をいたしました。

その社会的責任を果たすべく「宗派としての意志＝ガイドライン法案反対」を宗門内外に明らかにしていただきたい。

1999 年 5 月 13 日

木越 樹 宗務総長様

不破 仁 宗議会議長様

岡崎教区教区会議員有志 23 名

安藤大生	羽向智洋	小谷香示	榊原 毅	青木 馨	神谷耀法
本多良友	荒木 源	本多昭憲	占部 寧	土屋昭之	眞澤賢文
藤井宣之	菅原博秀	大音祖瑛	本多定専	碧海了勇	大原雅幸
稲前恵文	杉浦明道	雪吹祖遵	酒井 良	佐々木 徹	

「新ガイドライン法案」が衆議院を通過し、参議院で現在、審議されています。早ければ5月21日に採決され、成立します。日本は「戦後」が終わり「戦前」が始まります。紛争解決の手段として軍事力を使うことを認めるということです。憲法第9条の完全否定です。具体的には、「周辺事態」（アメリカがアメリカにとって不都合と考える事態）が起きた時、アメリカ軍が出動し、自衛隊が「後方支援」（機雷掃海、弾薬・大砲などの輸送、負傷兵・避難民の輸送など）をします。アメリカから要請があれば、空港、港湾、病院、その他の施設を優先使用させる内容です。日本全体が軍事基地として使用可能になります。

今すぐ戦争が始まるわけではありませんが、「戦争への参加」を開く法律です。

毎日、お勤めで「往生安楽国」と誦み、争いと差別のない浄土を依り所として生きるわたしたちにとっては見過ごしにできない法律です。「自分の国は自分の力で守らなければ、攻められたらどうするの」という人たちがいます。ある小学生は『『平和のために』という言葉で、戦争をして人を殺してしまったら、平和になるのだろうか？／ほくは違うと思う。ばくだんやミサイルで人の心の中を支配できるという考え方には賛成できません』（朝日新聞5/14 投書欄）と、武力による解決はあり得ないと見抜いています。

5月13日午後、正副教区会議長など選出のための臨時教区会を閉じたあと、「すべての人が救われなければ本当の救いはない」という考えに依るわたしたちは、この法案をめぐる緊急に議員協議会をもちました。そして、「新ガイドライン法案」に対して真宗大谷派宗門としての意思を社会にあきらかにすべきであることを確認し、95年に「不戦決議」を表明した宗務当局に「要望書」を提出することにいたしました。突然であり短い協議時間しかとれなかったもので、議員有志というかたちになりました。

教区内の皆様に、宗務総長と宗議会議長宛に「要望書」を提出した経緯と理由をご報告いたします。

（提案者 羽向 智洋）

『岡崎教区通信』No.299 1999年5月号

【資料2】

1. 新ガイドライン

○新ガイドライン（日米の新防衛協力指針）

1978年作成の旧ガイドラインが見直され、97年9月に日米間で合意。これで、自衛隊と米軍の協力関係はいっそう緊密になった。

○新ガイドライン関連三法

ガイドラインは下記の三つの関連法により成り立っている。

①周辺事態法（ガイドラインの具体的実施法）

「周辺事態に際してわが国の平和及び安全を確保するための措置に関する法」。新ガイドラインを具体的に実施するための法律。

②日米物品役務相互提供協定（ACSA）改正案（米軍への武器部品提供も含む）

日米の新たな安全保障条約と言われる。後方支援、物品または役務の提供には、完成品でない武器部品も含まれる。武器輸出三原則の例外となる。

③自衛隊法改正（救援用自衛隊機の海外派遣容認・武器使用容認）

具体的には100条の8第1項を改正し、海外邦人救出のための船舶・ヘリコプター・武器使用を認めた。

自治体・民間の周辺事態下での国への協力

周辺事態法

（地方自治体の協力）

9条1項 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

（民間の協力）

9条2項 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

政府が示した自治体・民間協力10項目

- 1 地方公共団体の管理する港湾施設の使用
- 2 地方公共団体の管理する空港施設の使用
- 3 建物・設備などの安全を確保するための許認可
- 4 人員・物資の輸送に関する地方公共団体の協力
- 5 地方公共団体による給水
- 6 公立病院への患者の受け入れ
- 7 人員・物資の輸送に関する民間運送事業者の協力
- 8 廃棄物処理に関する関係事業者の協力
- 9 民間病院への患者受け入れ
- 10 民間企業の有する物品・施設の貸与

『第11回「平和展」・「命令」－人間性の消滅』 真宗大谷派名古屋教区教化センター（2000年4月18日）発行より

【資料3】

1999 年（平成 11 年）7 月

—— 真 宗 ——

日米防衛協力のための指針（ガイドライン） 関連法に対する決議

さる五月二四日、新しい日米防衛協力のための指針（ガイドライン） 関連法が、国会で成立しました。これは戦争への参加を想定した法律です。戦争は物理的な力で人の心を大規模に蹂躪する、この世で最悪の事件であります。

日本は憲法第九条において、国際問題を解決するための武力の放棄をうたい、「いのち」の尊厳を回復する決意を内外に宣言しました。この条文の思想は有史以来もつとも進歩的で崇高なものであります。

私達の宗門は、かつて、先の大戦を「聖戦」と呼び、積極的に国家に協力し、仏法の名のもとに多くの方々を戦地に送り出しました。その結果アジアをはじめとする諸国の人びとに言語に絶する惨禍をもたらしたことを深く懺悔して、一九九五年、真宗大谷派宗議会・参議会の名において「不戦決議」をいたしました。

それは、「四海同朋」の精神を立脚地とされた親鸞聖人の教えに背いた事実を深く知らしめられたのであり、それはまた民族や国家を越えて、すべての戦争で犠牲になられた方々の「いのち」の声を心に刻み、『仏説無量寿経』に説かれている「兵戈無用」の仏語のとおり、殺しあいのない、平和な世界を希求するといふ厳粛な決意の表明でもありました。

宗門の歩んだ誤った道のりは、宗門を構成する我々の胸に永遠に記憶され続けなければなりません。常に自らを正とし、他を邪として止まない自我の深い迷妄は、必ず敵を生み出し、その幻影におびえつづけるものであります。

私達は、阿弥陀如来の本願の教えに立って、世界の人々とともに相互に「御同朋」と呼びあえる関係を築きあげたいものであります。

よってガイドライン関連法制定について遺憾の意を表明し、この法律が決して発動されることのないよう切に願ひ、不戦の誓いを新たにします。

一九九九年六月一五日 真宗大谷派宗議会

【資料4】

1999 年（平成 11 年）7 月

—— 真 宗 ——

日米防衛協力のための指針（ガイドライン） 関連法に関する決議

我々、真宗大谷派参議会議員一同は、一九九五年戦後五〇周年という節目の年に、宗議会とともに「不戦決議」を表明し、心新たに非戦平和の決意を宗門内外に強く訴えたことでもあります。

このことは、「四海同朋」の精神を立脚地とされた親鸞聖人の教えに背いた事実を深く知らしめられたのであり、それはまた民族や国家を越えて、すべての戦争で犠牲になられた方々の「いのち」の声を心に刻み、『仏説無量寿経』に説かれている「兵戈無用」^{ひょうがむよう}の仏語のとおり、殺しあいのない平和な世界を希求するという厳粛な決意の表明でもありました。

宗門の歩んだ誤った道のりは、宗門を構成する我々の胸に永遠に記憶され続けなければなりません。

このたびの、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）関連法制定に際し、国際紛争がやまない現実を直視し、この法律が決して発動されることのないように切に願い、不戦の誓いを新たにします。

一九九九年六月一六日 真宗大谷派参議会

国旗国歌法

国旗及び国歌に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成 11 年 8 月 13 日

内閣総理大臣 小渕 恵三

法律第 127 号

国旗及び国歌に関する法律

(国旗)

第一条 国旗は、日章旗とする。

2 日章旗の制式は、別記第一のとおりとする。

(国歌)

第二条 国歌は、君が代とする。

2 君が代の歌詞及び楽曲は、別記第二のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(商船規則の廃止)

2 商船規則（明治三年太政官布告第 57 号）は、廃止する。

(日章旗の制式の特例)

3 日章旗の制式については、当分の間、別記第一の規定にかかわらず、寸法の割合について縦を横の十分の七とし、かつ、日章の中心の位置について旗の中心から旗竿側^{さお}に横の長さの百分の一偏した位置とすることができる。

【資料6】

1999 年（平成 11 年）8 月

—— 真 宗 ——

教団の動き

「真宗教団連合」（豊原大成理事長）では、公的立場にある総理・閣僚の一宗教法人である靖国神社への参拝は、日本国憲法の政教分離の原則を踏みにじる行為であり、かつての悲惨な戦争を聖戦として正当化する行為であるとして、同神社への参拝中止の要請文を八月九日に、鈴木宗男内閣官房副長官を介して内閣総理大臣宛に提出した。

以下、その全文を掲載する。

靖国神社公式参拝中止の要請

本年も、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」がやってまいります。

先の大戦で、かけがえのない人々を失い、深い傷を負ったのは私たち日本人だけではありませんでした。この日は、すべての戦争犠牲者の声に耳を澄まし、平和を願う取り組みの中で、私たちの悲しみと傷みと共に世界各地の多くの犠牲者に思いをいたし、平和への誓いを新たにするとあります。

宗祖親鸞聖人は、「世の中安穩なれ、仏法ひろまれかし」と願われ、生きとし生けるすべての命の尊さに立って、その救済の道を説かれました。しかしながら、人類の歴史は争いの歴史と言われるように、戦争止む事なく、殊に二十世紀は、戦争に

よる大量殺戮の時代でありました。私たちもまたその中にあって、宗祖親鸞聖人の教えに背いたばかりか、仏法の名において

〈真宗教団連合〉

総理・閣僚の靖国神社への

公式参拝中止を要請

多くの方々を戦地に送り出し、日本人のみならず世界各地の人々に多大な惨禍をもたらしました。

私たち真宗教団連合に加盟する各宗派は、宗祖親鸞聖人の教えに立ち帰り、仏道に基づく事ができなかつた自らの歩みを深く懺悔し、決して過去の過ちを繰り返すことのないよう仏の前に自らを強く戒め、深い悲しみ

をもつて、すべての戦争犠牲者に追悼の誠を表すと共に、平和で人権が守られる世界を目指すことに、一層の努力をいたしたいと思うものであります。

靖国神社は、国のためにいのちを捧げた人々のみを「英霊」として祀り、遺族や他の戦争犠牲者の悲しみと怒りの矛先を曖昧にし、国家の戦争責任を回避する機能を果たそうとする極めて政治的意図をもつて創設された

原則を謳っています。申すまでもなく、政教分離の原則は、政治が特定の宗教へ干渉保護することを禁止すると共に、特定の宗教が直接政治にかかわることも禁止した、近代国家における政治と宗教の基本原則であります。したがって、神道独自の慰霊の宗教行事を中心とする一宗教法人である靖国神社へ公式参拝されることは、判例を引くまでもなく明らかな違憲行為とみ

特異な宗教施設であります。したがって、総理・閣僚各位による靖国神社公式参拝は、国家が担うべき戦争責任を放棄し、戦争を思想的に支える行為になる事であり、見過ごすわけにはありません。

また、先の大戦の尊い犠牲の上に制定された現行の日本国憲法は、戦争放棄を表明すると共に、信教の自由と政教分離の

なされるものであります。よって、ここに、総理・閣僚各位による靖国神社への公式参拝を中止されますよう強く要請いたし、また、国政のあらゆる局面において、政教分離の原則を遵守されますことを強く要望いたします。

ることのなきよう、民族、言語、文化、宗教及び思想の相違を越えて、豊かで平和な国際社会の建設に向けて、平和外交の不断の取り組みを重ねられるよう併せて要望するものであります。

一九九九（平成十一）年八月九日

真宗教団連合

浄土真宗本願寺派総長 豊原 大成

真宗大谷派宗務総長 木越 樹

真宗高田派宗務総長 安藤 光淵

真宗佛光寺派宗務総長 川端 照道

真宗興正派宗務総長 秦 正静

真宗木辺派宗務総長 高田 信昭

真宗出雲路派宗務総長 菅原 弘

真宗誠照寺派宗務総長 波多野淳護

真宗三門徒派宗務総長 寺川 秀丸

真宗山元派宗務総長 佛木 道宗

内閣総理大臣 小淵恵三殿

教団の動き

「神の国」発言に対し書簡を送付

5.20

―森首相に発言の撤回を求める―

森喜朗内閣総理大臣のいわゆる「神の国」発言に対し、

さる五月二〇日、木越樹宗務総長名で、森総理大臣宛に

書簡を送付し、発言の撤回を求めた。

その書簡の要旨を以下に掲載する。

さて、去る五月一五日の神道政治連盟国会議員懇談会の席上で総理が発言されました、いわゆる「神の国」発言について、共に宗祖親鸞聖人の教えをいたたく真宗門徒として、小職はその推移を少しく見守ってまいりましたが、もはや看過することは許されぬものと思い定め、やむにやまれず筆を執らせていただくところであります。

まず、五月一七日の参議院本会議の答弁の要旨では、主権在民、信教の自由は尊重するし、「神の国」は地域社会における自然神を言ったのだといわれています。これは、五月一七日付

『産経新聞』『朝日新聞』の「発言要旨」から見るとそう言えないと思われれます。しかし、それは本当にそうなのでしょうか。もしそうだとするならば総理においては、神の概念は、自然と天皇が未分離であると言わざるを得ません。ですから総理に

容するのではないのでしょうか。この神の概念の曖昧さが、ある時は天皇を指し、その点を問題にされると自然を指しているのだというように、常に立つ場所が変容する無責任体系の源ではないのでしょうか。この無責任さが過去の歴史の認識と未来へ

の展望を誤らせるのです。しかし、真宗門徒を名告りながらもこのような曖昧な神仏観をもつことを許してきた一般的門徒の土壤があるとすれば、それを形成してきた我々僧侶の責任は大きく、まことに慚愧に堪えないところがあります。

次に、「命は、神さまからいただいたものである」と述べておられますが、これは命の尊さを言われようとしたものとしてはわからなくありません。しかし問題は、この趣旨を語る背景として、先の答弁の要旨にある最近の少年による犯罪を総理がどう捉えられているのか、に

あります。五月一八日付『京都新聞』によれば、総理は一七日午後、「昨今起きているような少年事件をみてみると、血をなめてみたかったとか、人を殺してみたかったとか、非常に恐ろしいことを言っている。人の命の尊さがまるで分かっていない」と述べておられます。そこには、命の尊さを言われているにもかかわらず、少年をそのようにさせた、私たちが形成してきた社会に対する内省と、少年の内面の痛みに対する共感が見えません。私たちは自他ともに傷つけあいながら生きざるを得ないという悲しむべき事実に目覚めさせられて、はじめて賜っている「いのち」を生きる自分という自覚が生じるのであります。この機の深信（いのちの深いうながし）にもとづく自覚の信（信）が欠如するがゆえに、「命は与えられた」といっても、総理の神の概念が曖昧であるた

め、自然から、ついには天皇によって与えられるというように、いくらでも変容するのではないのでしょうか。そしてさらに、「命を与えられて」いる」ということを、その根底で支える機の深信を抜きにして教育の現場に短絡的に持ち込むことは、神（自然ついに天皇）の強制となるのであります。だからここに信教の自由はありません。

したがって、自然神から天皇へと常に移行する神の概念の曖昧さは、かつての日本の国家神道のように、人の痛みや苦悩を共にすることを欠如した宗教の強制となり（これらがアジアへの侵略のイデオロギーであったのであります）、これは天皇を中心に国民を結集させ強固な天皇制国家を作るといふ国家観以外のなにものでもないのでしょうか。

総理の教育改革に取り組む姿勢、少年事件を憂慮し、情操教育や命の大切さを訴えたいというお気持ちがあったことも十分理解できます。しかし、その根底に真宗門徒としての自覚をもって、「神の国」発言を撤回され、真の世界平和を希求する仏道に立たれんことを念じ上げます。

合掌

【資料8】

2000 年（平成 12 年）7 月

—— 真 宗 ——

教団の動き

真宗教団連合

森首相「神の国」発言の

撤回を求める要請文を送付

6. 1

さる六月一日、真宗教団連合は、森喜朗内閣総理大臣のいわゆる「神の国」発言について、撤回を求める要請文を表明し、森総理大臣宛に送付した。今回の発言に対し、「強く遺憾の意を表し、曖昧な陳謝ではなく、明確な撤回を求める」内容となっている。要請文の全文を以下に掲載する。

森喜朗首相「神の国」発言の撤回を求める要請文

去る、五月十五日の神道政治連盟国会議員懇談会の席上で、森首相は「日本国はまさに天皇を中心に行っている神の国である」ということを国民の皆様にしつかりと承知していただくこと。その思いで我々が活動して三〇年になった」等と発言されました。今日の私たちの国がどういう国であるのか、またこれから世界においてどういう国をめざしていくかについての認識がまったく欠落した発言でありま

ないものであります。

私たちは、過去、真宗門徒を名告りながら宗祖親鸞聖人の教えに背き、仏法の名において積極的に戦争を肯定し、国家に協力して多くの方々を戦地に送り出し、アジア諸国等の人々に言語に絶する惨禍をもたらしました。

私たち真宗教団連合に加盟する各宗派は、この罪を深く慚愧し、すべての戦争犠牲者に哀悼の意を表するとともに、宗祖親鸞聖人の教えに立ち戻り、再び過ちを繰り返すことのないよう仏の前に自らを戒め、微力ながら多くの人々とともに平和への努力を訴えてまいりました。

今回の首相の発言は、全人類が目指す平和への願いと努力を踏みにじるものと言わざるをえません。今また、戦前の国家神道体制を志向するこのたびの首相の発言に対して、私どもは強く遺憾の意を表し、曖昧な陳謝ではなく、明確な撤回を求めるものであります。

平成十二年六月一日

以上

真宗教団連合

浄土真宗本願寺派

総 長 蓮 清典

真宗大谷派

宗務総長 木越 樹

真宗高田派

宗務総長 安藤 光淵

真宗佛光寺派

宗務総長 川端 照道

真宗興正派

宗務総長 秦 正静

真宗木辺派

宗務総長 高田 信昭

真宗出雲路派

宗務総長 菅原 弘

真宗誠照寺派

宗務総長 波多野淳護

真宗三門徒派

宗務総長 寺川 秀丸

真宗山元派

宗務総長 佛木 道宗

【資料9】

2000年（平成12年）7月

—— 真 宗 ——

教団の動き

森喜朗内閣総理大臣の「神の国」発言への抗議声明決議文

宗門は、去る五月十五日、神道政治連盟国会議員懇談会の席における、森喜朗内閣総理大臣の「日本
は天皇を中心としている神の国であることを国民のみなさんに承知していただく」という、いわゆる「神
の国」発言に対して、五月二十日、木越宗務総長の書簡をもって発言の撤回を申し入れました。

しかしながら、総理は説明不足を詫びつつも発言の撤回はしないと明言し、その後も地方遊説中に「国
体」発言などを続けました。

これら一連の総理の発言は、国民主権と政教分離という基本原則に関わるものであり、憲法に背反す
る重大な発言であります。

そして、昨年来の、新ガイドライン法をはじめとする、一連の法制化がすすめられている事実を併せ
見たとき、戦前の国家神道に基づく軍国主義に回帰するのではないかという危惧を抱かざるを得ません。

一九九五年、宗会で「不戦決議」を採択した私たちは、総理の発言に抗議するとともに、このような
国家主義的な動向に対して決して与しないことをここに表明し、決議いたします。

二〇〇〇年六月十三日

真宗大谷派 宗 議 会

【資料 10】

「見真大師」諡号についての要望

靖国問題専門委員会において、本山からご門徒に授与されている宗祖聖人御影の表書きの「見真大師」の諡号（しごう）が問題となり、4月25日付で下記の要望書を宗務総長宛提出しました。今後、諡号についての資料や経過報告等を、順次お知らせする予定です。

宗務総長 木 越 樹 殿

2001年4月25日

岡崎教区靖国問題専門委員会

委員長 鈴木 磐

要 望 書

私たち大谷派は、靖国問題を信心の問題と位置づけ、同朋会運動の根幹にかかわる問題として取り組みを進めているところです。

それは、1987年の「全戦没者追弔法会」の宗務総長の「宗門の戦争責任の表白」、戦後50年に当たる1995年の宗会の「不戦決議」、昨年の「森首相の「神の国」発言の撤回を求める要請文」（真宗教団連合）等として、宗門内外に表明されています。

岡崎教区においても、1985年に発足した靖国問題専門委員会を中心に、「戦後五十年」を考える「戦時中の寺院展－そのとき真宗門徒は」の展示会、また『資料集 戦時下の教団の歩み－年表編－』の冊子などの形になる活動を含め、公開学習会等の日常活動を進めているところです。

さて、その委員会において、本山がご門徒へ授与している宗祖の御影の「見真大師」の諡号が問題として指摘されました。

「見真大師」の諡号とは、1876（明治9）年11月28日に、当時の真宗六派に「特旨を以て其教祖親鸞へ大師号宣下仰せ出せられ候こと」という添え書きをもって、天皇より親鸞聖人に「宣下」されたものであります。特に大谷派はこの「祖師聖人へは諡号の特典を蒙った」ことを契機として、両堂の再建の機運を盛り立て、棟上げ式において「御影堂」を「大師堂」と改称することをすでに決定していたということです。そしてその後、その「見真大師」の諡号を寺院および在家の宗祖御影に添え書きして、末寺ならびにご門徒に授与されることになったのです。

「大師堂」の呼称については、1981（昭和56）年の宗憲改正において「教法の象徴たる宗祖聖人の御真影を安置する真宗本廟として新たに位置づけをいたした」という理由で「御影堂」という名称にもどしました。しかし、宗祖の御影についてはいまだに「見真大師」のままであります。この「見真大師」の称号こそが、「宗門の戦争責任の表明」において「わが宗門は聖人の仰せになきことを仰せとして語ったのであります」と表明された、その「聖人の仰せになきこと」を象徴する最たるものと考えます。

それは当然、「私たちは過去において、大日本帝国の名の下に、世界の人々、とりわけアジア諸国の人たちに、言語に絶する惨禍をもたらし、仏法の名を借りて、将来ある青年たちを死地に赴かしめ、言いしれぬ苦難を強いたことを深く懺悔するものであります」と述べ、また「宗門が犯した罪責を検証」を表明した宗会の「不戦決議」の精神を体現すれば、この「見真大師」の御影は、その意志にも反するものであることは明白です。

ともかく、「見真大師」の御影がもっとも教団を支えてくださっているご門徒のお内仏にとどけられていることを今まで見過ごしてきたことに、今更ながら責任を感じる思いです。

以上の点から、私たち岡崎教区靖国問題専門委員会では、授与物である宗祖御影の諡号について、ただちに「見真大師」の記述を「親鸞聖人」等と書き換えられることを要望いたします。

特に宗祖七五〇回ご遠忌を迎える教団として、単なる両堂の屋根の修復のみがとりざたされている現況において、親鸞聖人の精神に直参するご遠忌法要の指針のひとつともなろうという意見も、申し添えて、以上の件、要望いたします。

以上

教団の動き

首相の靖国神社参拝に関するコメント

本日、首相が靖国神社の参拝を強行されましたことは、まことに悲しむべきことであります。

私たちはこれまで長年にわたり「首相・閣僚の靖国神社公式参拝中止」を求めて要請を続けてまいりました。

申すまでもなく靖国神社は、明治政府の国家神道体制のもとで創設され、国家の目的遂行のための戦争を正当化し、その戦争責任を回避する機能を果たしてきた特異な宗教施設であります。首相は就任以来、積極的に参拝する意志を表明されてきましたが、このような性格を有する一宗教法人に公職者たる一国の首相の参拝が許されるはずはありません。

特に、先の大戦で多くの犠牲者を出した中国・韓国をはじめとするアジア諸国からも、強い危惧が示され、各方面から参拝中止が要請されていることは周知の事実であります。

そうした中で行われた、このたびの首相による靖国神社参拝は、様々な方々の意見を聞いて「熟慮」し判断したものとはとても認められることはできません。

私たちは、平和を希求する全人類の願いと努力に心をよせることなく、戦争を可能にする戦前の体制への回帰につながっていく今回の首相の参拝行為に対して、強く遺憾の意を表明するとともに、今後の参拝に関しても引き続き中止を求めて行く所存であります。

二〇〇一年八月十三日

真宗教団連合

理事長 木越 樹

小泉首相の靖国神社参拝に関するコメント

このたびの小泉首相の靖国神社参拝は、靖国神社創設の経緯からも憲法の問題から、決して許されないことであり、断固抗議するものであります。

二〇〇一年八月十三日

真宗大谷派

宗務総長 木越 樹

【資料 12】

2001 年（平成 13 年）10 月

—— 真 宗 ——

教団の動き

アメリカ合衆国

同時多発テロ行為に対して

総長コメントと要望書

さる九月十一日、アメリカ合衆国で起こった同時多発テロに対し、当派では、翌十二日に宗務総長によるコメントが発表された。また、報復の武力行使が危惧されている現在、九月二十一日付で、宗務総長名による要望書をアメリカ合衆国大統領および内閣総理大臣宛に送付した。

さらに、アメリカ合衆国が九月二十六日に実施した未臨界核実験に対する抗議文を同国大統領に送付した。以下その全文を掲載する。

なお、当派では同月二十五日、多くの被害者が出たニューヨーク市の被災者支援を願って、見舞金百万円を日本赤十字社京都府支部へ寄託した。

アメリカ合衆国における

同時多発テロ行為に対する宗務総長コメント

二〇〇一年九月十一日、アメリカ合衆国における同時多発テロ行為によって、多くの人々が殺害され、また、被害を受けられました。この行為に対して私たちは強い憤りと深い悲しみをおぼえるものであり、犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、お見舞い申し上げます。

いかなる主義主張があろうとも、「いのちの尊厳」を否定する行為を決して認めることはできません。このたびの行為は絶対に許されないものであり、犠牲になるのは、常に民衆であります。

私たちは、すでに「民族・言語・文化・宗教の相違を越えて、戦争を許さない、豊かで平和な国際社会の建設に向けて、すべての人々と歩みをとることを誓う」ことを表明いたしております。このたびのテロ行為を前にして、その誓いをあらためて確かめるとともに、このテロ行為に対して強く遺憾の意を表明します。

二〇〇一年九月十二日

真宗大谷派宗務総長

木 越 樹

教団の動き

アメリカ合衆国における同時多発テロにかかる要望書

このたび、二〇〇一年九月十一日にアメリカ合衆国における同時多発テロ行為によって甚大なる被害を受け、多くの人々の尊いいのちが奪われたことに對し深い哀悼の意を表し、傷ついた方々に心からお見舞い申し上げます。

同時に私たちは、現在、このテロ行為に對する報復として武力行使が行われようとしていることに對しても深い危惧の念を抱かざるを得ないのであります。

すべてのテロ行為は、憎むべき卑劣な行為であります。しかしながら、その行為に對して武力をもって報復し、次々と戦争の悲劇を生みだし、多くの人々のいのちを奪い続けているのも事実であります。これこそ人間自身の持つ愚かさ・悲しさではないでしょうか。

もはやいかなる困難が伴おうとも、武力による報復という連鎖を断ち切り、民族・言語・文化・宗教などの様々な違いを認めあう道を模索する以外に、テロリズムを克服していくことはできないと確信するものであります。

私たち真宗大谷派は、過去の戦争に深く関与し、多くの国と人々に多大なる苦痛と悲しみを強いた歴史をもっています。生きとし生けるものを平等なるいのちとして見出す仏陀の教えをいただきながら、その教えに背いて戦争への道をひた走ったという罪責は、どれだけ反省しても償うことはできません。私たちは今、戦争の歴史を検証し自らの加害責任を直視し、正義の名のもとに人間が殺し合う戦争を二度と繰り返してはならないとの決意をあらたにするものであります。

私たちは今回のテロ事件を機に、世界における民族、宗教等の諸問題に對する無知・無関心をあらためて自覚し、全世界の悲しみを真摯に受け止め、この悲しみを乗り越える道を実現するため、これ以上一人の犠牲者をも生み出すことのない、いのちの尊厳を守る叡知こそが結集されることを願いとして、このたびのテロ行為に對する報復として、武力行使がなされることのないよう、強く要望いたします。

二〇〇一年九月二十一日

真宗大谷派宗務総長

木越 樹

内閣総理大臣

小泉 純一郎 殿

アメリカ合衆国における同時多発テロにかかる要望書

このたび、二〇〇一年九月十一日、同時多発テロ行為によって貴国が受けられた甚大なる被害と、多くの人々の尊いいのちが奪われたことに對し深い哀悼の意を表し、傷ついた方々に心からお見舞い申し上げます。

同時に私たちは、現在、このテロ行為に對する報復として武力行使が行われようとしていることに對しても深い危惧の念を抱かざるを得ないのであります。

すべてのテロ行為は、憎むべき卑劣な行為であります。しかしながら、その行為に對して武力をもって報復し、次々と戦争の悲劇を生みだし、多くの人々のいのちを奪い続けているのも事実であります。これこそ人間自身の持つ愚かさ・悲しさではないでしょうか。

もはやいかなる困難が伴おうとも、武力による報復という連鎖を断ち切り、民族・言語・文化・宗教などの様々な違いを認めあう道を模索する以外に、テロリズムを克服していくことはできないと確信するものであります。

私たち真宗大谷派は、過去の戦争に深く関与し、多くの国と人々に多大なる苦痛と悲しみを強いた歴史をもっています。生きとし生けるものを平等なるいのちとして見出す仏陀の教えをいただきながら、その教えに背いて戦争への道をひた走ったという罪責は、どれだけ反省しても償うことはできません。私たちは今、戦争の歴史を検証し自らの加害責任を直視し、正義の名のもとに人間が殺し合う戦争を二度と繰り返してはならないとの決意をあらたにするものであります。

私たちは今回のテロ事件を機に、世界における民族、宗教等の諸問題に對する無知・無関心をあらためて自覚し、全世界の悲しみを真摯に受け止め、この悲しみを乗り越える道を実現するため、これ以上一人の犠牲者をも生み出すことのない、いのちの尊厳を守る叡知こそが結集されることを願いとして、このたびのテロ行為に對する報復として、武力行使がなされることのないよう、強く要望いたします。

二〇〇一年九月二十一日

真宗大谷派宗務総長

木越 樹

アメリカ合衆国大統領

ジョージ・W・ブッシュ 殿

【資料 14】

2001 年（平成 13 年）11 月

真

宗

教団の動き

国際的テロリズムの行為並びに報復のための

武力行使中止を求める決議文

二〇〇一年九月十一日、アメリカ合衆国における同時多発テロ行為によって多くの人びとの尊いいのちが奪われ、甚大な被害を受けたことに對し、深く哀悼の意を表し、関係する人びとに衷心よりお見舞いを申し上げます。

人間を踏みにじる非道無惨なこのテロ行為に對し、私たちは強い憤りと深い悲しみを覚えます。いかなる主義主張があろうとも、「いのちの尊厳」を否定する行為は絶対に許されません。

現在、このテロ行為に對する報復として武力行使がなされていることは誠に残念であります。真宗大谷派宗務総長名をもって、このことを危惧し、武力行使をしないよう強く要望（九月二十一日 内閣総理大臣と米国大統領あての要望書）してきましたが、阻止できなかった無力さを恥じるものであります。

すべてのテロ行為は、憎むべき卑劣な行為です。しかしながら、その行為に對して武力をもって報復することは、戦争の悲劇を繰り返し、多くの人びとのいのちを奪い、あらたに難民を生み出しております。これこそが人間自身の持つ愚かさであり、悲しさです。正義という名の殺人によって平和を実現しようとする人間の迷妄は破られねばなりません。民族・言語・文化・宗教など様々な違いを認めあい、真実の平和を願い、同朋として出遇う道を模索する以外に、

テロリズムを根絶することはできないと確信しております。

私たち真宗大谷派は、過去の戦争に關与し、多くの国と人びとに多大なる苦痛と悲しみを強いた歴史をもっています。生きとし生けるものを平等なるいのちとして見出す仏陀の教えをいただきながら、その教えに背いて戦争に協力した罪責は、どれだけ反省しても償うことはできません。私たちは今、戦争の歴史を検証し自らの加害責任を直視し、戦争に二度と加担してはならないとの決意をあらたにしております。

世界における民族、宗教の相違による問題と経済格差による貧困等の諸問題に對する無知・無関心をあらためて自覚し、全世界の悲しみを真摯に受け止め、あくまでも武力行使に依らない、外交的努力と人道的支援こそ日本国の世界平和に貢献する道であると確信し、宗教者として四海平等の仏陀の精神の具現に向けて一層の精進を誓うものであります。

私たちは、これ以上犠牲者を生み出すことのない、すべての人びとのいのちの尊厳が守られる叡知の結集を願い、テロ行為並びにテロ行為に對する報復としての武力行使を、即刻、中止されることを強く要望し、平和実現への努力を惜しまないことを決議いたします。

二〇〇一年十月十七日

真宗大谷派 宗議會議員一同

〈テロ3法案〉

1. テロ対策特別措置法案
2. 自衛隊法の一部を改正する法律案
3. 海上保安庁法の一部を改正する法律案

1. テロ対策特別措置法案

正式名称 「平成 13 年 9 月 11 日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案

(目的)

第 1 条 この法律は、平成 13 年 9 月 11 日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃（以下「テロ攻撃」という。）が国際連合安全保障理事会決議第 1368 号において国際の平和及び安全に対する脅威と認められたことを踏まえ、あわせて、同理事会決議第 1267 号、第 1269 号、第 1333 号その他の同理事会決議が、国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合のすべての加盟国に対しその防止等のために適切な措置をとることを求めていることにかんがみ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため、次に掲げる事項を定め、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

1 テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与するアメリカ合衆国その他の外国の軍隊その他これに類する組織（以下「諸外国の軍隊等」という。）の活動に対して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項

2 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は国際連合、国際連合の総会によって設立された機関若しくは国際連合の専門機関若しくは国際移住機関（以下「国際連合等」という。）が行う要請に基づき、我が国が人道的精神に基づいて実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項

(基本原則) 第二条 (以下略)

2. 自衛隊法の一部を改正する法律案

「平成 13 年 9 月 11 日にアメリカ合衆国で発生したテロリストによる攻撃等にかんがみ自衛隊の施設並びに日米地位協定第 2 条第 1 項の施設及び区域に対する警護に万全を期するため、自衛隊の部隊等による警護出動の制度を新設するとともに、平時における自衛隊施設の警護のための武器使用の規定を整備し」、「治安出動時に武装工作員等を鎮圧等するために行う武器使用及び海上警備行動時等において一定の要件に該当する船舶を停船させるために行う武器使用につきそれぞれ人に危害を与えたとしても違法性が阻却されるように所要の規定を整備し、あわせて、我が国の安全が損なわれないため、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密について、防衛秘密としての指定その他の取扱いを規定し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がこれを漏えいした場合の罰則を整備」(提出理由より抜粋)

3. 海上保安庁法の一部を改正する法律案

「外国船舶と思料される船舶の乗組員等による我が国の領域内における重大凶悪犯罪の発生を未然に防止する必要性にかんがみ、海上保安官が立入検査を適確に実施することができることとするため、海上保安庁長官が一定の要件に該当する事態であると認めたときにおいて、当該船舶の進行を停止させるために行う海上保安官又は海上保安官補による武器の使用について、人に危害を与えたとしてもその違法性が阻却されることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」(提出理由より)

※官報本紙 第 3234 号より

【資料 16】

2002 年（平成 13 年）4 月

—— 真 宗 ——

戦没者院号法名が返還される

【1/26】

さる一月二十六日、御影堂において、大聖寺教区第一組上宮寺門徒の西山誠一氏から、日中戦争で戦死した同氏の父親に授与された戦没者院号法名（註）が宗派に返還された（写真）。

これは、西山氏が「戦死した父親に宗派が院号法名を無償で授与したことは、教団の戦争協力であり、父親の戦死を賛



美されたことである」と深く受けとめて、「一人の教団人として、父親の院号法名を自主的に返還したい」という願いを受けて行われたもの。

返還に際しては山本龍昇住職も立ち会い、戦没者院号法名返還の後、三浦崇宗務総長から法名の

みが西山氏に交付された。三浦宗務総長は、今回の戦没者院号法名の返還申

し入れについて、「宗門における行政の場での戦争責任検証が不徹底であったことを真摯に受けとめ、宗門の近代史検証をより積極的に進めていきたい」と語った。

（註）従軍戦死者に対して宗派が無償授与した院号法名を「戦没者院号法名」と称し、一八九四（明治二十七年）の日清戦争を契機として、以後一九九五（平成七年）七月一日付で廃止するまで約百年間取り扱ってきた。

〈有事関連 3 法案〉

1. 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
2. 安全保障会議設置法
3. 自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

1. 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
- 2 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
- 3 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。（以下略）

2. 安全保障会議設置法

(設置)

第1条 国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、安全保障会議（以下「会議」という。）を置く。

(内閣総理大臣の諮問等)

第2条 内閣総理大臣は、次の事項については、会議に諮らなければならない。

- 1 国防の基本方針
- 2 防衛計画の大綱
- 3 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱
- 4 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処に関する基本的な方針
- 5 内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態等への対処に関する重要事項
- 6 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項
- 7 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態（武力攻撃事態等及び前号の規定により国防に関する重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。）への対処に関する重要事項
- 2 前項に定める場合のほか、会議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、議長及び第5条第1項各号に掲げる議員（同条第2項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。）で組織する。

(議長)

第4条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。（以下略）

3. 自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

「防衛出動手当を公務災害保証の公務員平均給与額算定の基礎に加えること」等、細目の改正

* 首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/>) より

【資料 18】

2002 年（平成 14 年）6 月

—— 真 宗 ——

小泉純一郎首相の靖国神社公式参拝に 対し宗務総長名により抗議文

四月二十一日に小泉純一郎首相が靖国神社に公式参拝したことに対して、当派は宗務総長名による抗議文を首相宛に送付した。以下全文を掲載。

抗議文

さる四月二十一日、貴職が唐突に靖国神社へ参拝されましたことは、まことに遺憾であり悲しみを覚えるものであります。

これまでも私たちは長年にわたり、真宗教団連合として「首相・閣僚の靖国神社公式参拝の中止」を求めて要請を続けてまいりましたが、その声が聞き届けられることなく、このたびの参拝が行われたことに対して激しい怒りを感じます。

靖国神社は、戦没者を「英霊」として祀

ることをとおして、国家の目的遂行のための戦争を正当化する機能を持った特異な宗教施設として創建されたものであります。

そのような性格を有する一宗教法人に、首相が参拝されることは、先の戦争への国家の責任を曖昧にし、政教分離という日本国憲法の精神を踏みにじる許されない行為といわざるをえません。

昨年九月の米国での同時多発テロを契機に行われた報復戦争によって、多くの人々が不安と絶望の中に投げ出されている状況の中、わが国はいち早く米国支援の姿勢を打ち出し自衛隊派遣を行っています。そして、更には、近時「有事法制関連三法案」の制定へ向けての動きが活発化しようとしています。このような流れを見ると、再び戦争を可能とする環境が整えられようとしているという強い危惧を感じるものであります。

このような時期に首相の靖国神社への参拝が実施されたことは、「平和を守り、二度と悲惨な戦争を起こしてはならないとの不戦の誓いを堅持することが大切」とする首相の参拝所感とは裏腹に、多くの戦争犠牲者の存在やその平和への願いを無視し裏切ることになりません。

私たちは、戦争を起こしてしまう人間の罪業をどこまでも見据えながら、全人類の平和への願いに立ち不戦の決意をあらたにするとともに、今回の貴職の靖国神社参拝に強く抗議し、今後の参拝に関しても引き続き中止を求めるものであります。

二〇〇二年四月二十二日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

真宗大谷派宗務総長 三浦 崇

【資料 19】

🌀 岡崎教区会有志による「有事法制に反対する声明」 🌀

有事法制に反対する声明

4月16日、政府は有事法制関連3法案を閣議決定し、今国会において成立をもくろんでいます。

「テロの脅威」や「備えあれば憂いなし」などという単純な言葉で有事法制の必要性が語られています。しかし、政府が意図している有事法案が私たちに何をもたらし、日本という国をどこへ向かわせようとするのか、今、きわめて深刻な危機に立ち至っていると言わねばなりません。

有事法制は戦時法制です。日本が戦時法制を持つことになれば、近隣諸国をはじめ広い地域の軍事的緊張を高め、かえって戦争を引き起こす恐れが増大します。そして、有事法制下においては、私たちは否応なく戦争への協力を強制され、抵抗したり拒否すれば罰則が待っています。まさしく国家のためにあらゆる協力が強制される「総動員体制」が出現する可能性があります。

1999年第145国会で、「周辺事態法」や「国旗・国歌法」、「盗聴法」など、国家の軍事化、管理・統制を強化する一連の法律が成立し、ついに有事法制が準備される事態に至っています。戦後日本が曲がりなりにも標榜してきた平和主義が捨て去られようとしています。

一切の人びとと共に生きる世界を求める人間の根源的な欲求を押しつぶす戦争、その戦争をする為の法制を、私たちは断じて許す事は出来ません。

2002年5月15日

岡崎教区教区会議員有志

発起人 境 昭 英

賛同者 雪吹 祖遵 本多 卓寛 都築 淳 大谷 肇 藤原 肇

東脇 芳幸 青木 馨 安藤 昭純 榊原 宏照 石川 昌史

大音 祖瑛 鈴木 磐 渡邊 真 石川 宗法 城金 正就

近藤 良治 杉浦 廣潤 佐々木文雄 木村 敏 澤崎 博明

内閣総理大臣 小泉純一郎 様

【資料 20】

2002 年（平成 14 年）7 月

—— 真 宗 ——

▼宗議会において可決された、「有事法案の撤回を求める決議文」全文。

有事法案の撤回を求める決議

現国会において有事法制関連三法案が上程され、審議の途中にあります。この法案は、戦争放棄を明記する憲法に違反し、すべてに軍事を優先させ、市民の人権を根こそぎ破壊し、国民を戦争に駆り立てるものであります。

また、昨年八月十三日と本年四月二十一日の二回にわたって靖国神社参拝を強行した小泉首相の「備えあれば憂いなし」の言は、国を守るとしながら、実は国民総動員を企図するものに他ならず、そのことが国民の憂いであります。戦争放棄をうたう日本国憲法の問題こそが最大の備えであり、国民の憂いをなくす最善の道であります。私たちは過去の誤った道を再び歩んではなりません。どこまでも本願念仏の教法に立ち、すべての人々と共に「御同朋」として呼びあえる関係を築き上げることがこそが、平和を希求する人類唯一の道と確信します。

私たちの教団は、かつて宗祖親鸞聖人の仰せになきことを仰せとして、先の戦争を「聖戦」と呼び、国家に協力しアジア諸国を始めとする世界の人々に言語に絶する惨禍と苦難をもたらしました。その戦争責任を自らに問い続け、一九九五年の宗・参両議会において、この事実を深く懺悔し、「先の大戦に犯した宗門の罪責を検証しこれらの惨事を未然に防止する努力を惜しまない」ことを決意して、「不戦決議」を採択いたしました。

ここに私たちは小泉首相、政府、国会議員各位が有事法案を撤回し断念せられることを強く求めるものであります。

右、決議いたします。

二〇〇二年六月十一日

真宗大谷派 宗議会

衆議院有事法制特別委員会での政府見解に対する抗議文 提出

先の国会において上程された「有事法制関連三法案」は継続審議として今秋に開催予定である臨時国会での成立が目指されている。これに対して当派は、三浦崇宗務総長から小泉純一郎内閣総理大臣に宛て、八月五日付で政府見解に対する抗議文を提出した。以下その要旨を掲載する。

【8/5】

先の国会において上程された「有事法制関連三法案」（「武力攻撃事態法案」「自衛隊法等一部改正案」「安全保障会議設置法一部改正案」）は、継続審議とされ、今秋に予定される臨時国会での成立が目指されています。私たちは、そのこと自体にも危惧をいだくものですが、このたびの七月二十四日の衆議院有事法制特別委員会の質疑の折に、福田康夫官房長官が行った武力攻撃事態での国民の権利制限に関する政府見解は、見逃すことのできない内容のものであります。

政府見解では、武力攻撃事態（有事）への対処という「国及び国民の安全を保つ」という高度の公共の福祉「のためであれば、個人の思想・良心・信仰への制約もあり得るとされており、「公共の福祉」の名のもとに、自衛隊への協力が強制されることが明言されています。

もしこれが、事実とすれば、かつての

日本が国家の大義のために、国民の精神までも動員し、アジア太平洋地域をはじめ世界中の人々に言語に絶する惨禍をもたらした、そのことと同じ道が辿られようとしているとしか考えようがありません。「日本国憲法」が戦争放棄という崇高な理念を掲げ、個人の尊厳を基本的人権としてもつとも尊重すべきこととうたっているにもかかわらず、「国及び国民の安全を保つ」という美名のもとにこの憲法の精神を空文化するような行為は断じて許してはならないと思います。

私たち大谷派は、かつての戦争において、宗祖親鸞聖人の仰せになきことを仰せとして、時の国家に追従し、多くの方々を戦地に送り出し、人々の尊いいのちを死に至らしめた、あがなうことのできない歴史を有しています。そのことの懺悔に立つとき、私たちは、阿弥陀如来の本願があらゆる人々に平等に「十方衆生」

と呼びかけられたご精神を今こそいいただき直し、民族・国家・宗教などの様々な違いを認め合う共生の道を歩むことこそ、もつとも重要な課題であると考えております。

昨年九月の米国での同時多発テロとその報復戦争、そしてその後も世界中で起きているテロと戦争の連鎖は、今も多くの人々のいのちを奪い、悲しみは深い絶望へと変わりつつあります。こうした状況の中、今世界の人々が求めていることは、それぞれのいのちが尊重される平和な社会を実現することであり、しかしながら、このたびの政府見解は、平和を希求する人類の願いに著しく逆行するものであり、私たちはここに強く抗議し、「有事法制関連三法案」の撤回を要望するものであります。

【資料 22】

2002 年（平成 14 年）11 月

—— 真 宗 ——



真宗教団連合

十月十七日、真宗教団連合から小泉純一郎首相へ「有事関連三法案の撤回を求める要請文」が提出された。以下その全文を掲載する。

有事関連三法案の撤回を求める要請文

先の第一五四回国会において上程されました有事関連三法案（「武力攻撃事態法案」、「自衛隊法改正案」、「安全保障会議設置法一部改正案」）は、継続審議となりましたが、多くの反対意見があるにもかかわらずその成立が目指されようとしています。

この有事関連三法案を提出する理由として、小泉首相は、「武力攻撃事態に対処するため法制を整備するため」と発言していますが、私たちは紛争をいわゆる「武力攻撃」によって「解決」しようとする国際政治の動向について深く憂慮するものであります。

私たちの宗祖親鸞聖人は「世の中安穩なれ」と願ってくださいました。すべてのいのちが相互に尊重し照らしあう在り方を示すことこそ、仏教の生命観であります。いかなる理由をもつてしても不殺生に優先して考えられるべき理由は成立いたしません。

人間が人間として生きるのに不可欠な要件は、信仰の自由が確保されることです。

信仰の自由より殺生を優先する政治のあり方こそ、殺戮に対する殺戮を産み出すものであります。私たちが信ずる阿弥陀如来のお心すなわち慈悲の心は一切のいのちの平等と尊厳を基調とするところであります。

また、この法案を審議する過程において、七月二十四日衆議院有事法制特別委員会の質疑の際、福田康夫内閣官房長官より武力攻撃の事態での国民の権利制限に関する政府見解として「思想、良心、信仰の自由が制約を受けることもあり得る」との発言がなされました。

さらに、津野修内閣法制局長官が根拠となる法律は必要とした上で、作戦行動の中で教会や神社、仏閣の収用はありうる旨の発言もなされています。

私たちは過ちを懺悔するなかから、真宗教団連合に集う全国二万二千家の寺院と所属する門信徒や心を同じくする方々とともに、今日まで微力ながら非戦・平和に向けた様々な取り組みを積み重ねてきております。

「平和と共生」の国際社会を実現するため、

対話による平和外交の推進が切に求められる現代において、紛争解決の手段として武力行使を法制化することは、平和を希求する人類の願いに逆行するものであり、私たちはここに強く抗議し、有事関連三法案の撤回を求めるものであります。

平成十四（二〇〇二）年十月十七日

真宗教団連合

浄土真宗本願寺派 総 長 武野 以徳

真宗 大谷 派 宗務総長 三浦 崇

真宗 高田 派 宗務総長 生柳 光壽

真宗 佛光寺派 宗務総長 大谷 義博

真宗 興 正 派 宗務総長 大路 唯彦

真宗 木 辺 派 宗務総長 永谷 真龍

真宗 出雲路派 宗務総長 菅原 弘

真宗 誠照寺派 宗務総長 波多野淳護

真宗 三門徒派 宗務総長 阪本 龍温

真宗 山 元 派 宗務総長 佛木 道宗

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

真宗教団連合

一月十四日、真宗教団連合から小泉純一郎首相へ「小泉首相の靖国神社参拝に対する抗議文」が提出された。
以下その全文を掲載する。

【1 / 14】

小泉首相の靖国神社参拝に対する抗議文

本日、小泉首相が靖国神社に参拝されましたことに対し、強く遺憾の意を表明いたします。

わたしたち真宗教団連合は、長年にわたり、終始一貫して「首相・閣僚の靖国神社公式参拝中止要請」を求め、特に小泉首相就任以来、一昨年八月十三日、昨年四月

二十一日の参拝をはじめ、有事法制を目指した一連の言動や動向には、再三抗議や要請を行ってまいりました。

いうまでもなく靖国神社は、国のためにいのちを捧げた人のみを「英霊」として祀り、遺族や他の戦争犠牲者の悲しみと怒りの矛先を曖昧にし、国家の戦争責任を回避

する機能を果たしてきている極めて政治的意図をもって創設された特異な宗教施設であります。

このような性格を有する一宗教法人に首相が参拝することは、先の大戦の尊い犠牲と深い反省の上に制定された「日本国憲法」の「戦争放棄・信教の自由・政教分離の原則」を踏み躪る行為であり、断じて認めることはできません。

わたしたちは、「平和と共生」の国際社会が切に望まれるいま、全人類の平和への願いに心をよせることなく行われた今回の参拝行為に対し、強く抗議するとともに、今後の参拝に関しても引き続き中止を求めていく所存であります。

内閣総理大臣

小 泉 純 一 郎 殿

平成十五（二〇〇三）年一月十四日

真宗教団連合 理事長 武 野 以 徳

真宗教団連合加盟宗派

浄土真宗本願寺派

真宗大谷派

真宗高田派

真宗佛光寺派

真宗興正派

真宗木辺派

真宗出雲路派

真宗誠照寺派

真宗三門徒派

真宗山元派

【資料 24】

新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方についての全日本仏教会「要請書」

財団法人全日本仏教会は、全国七万五千の仏教寺院を包括する五十八宗派を中心に、都道府県仏教会、仏教系諸団体加盟のもと結成された伝統仏教の連合体であります。結成以来、全仏教宗派が協調して、仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することを目的に様々な事業を展開しております。

さて現在、中央教育審議会では、文部科学大臣諮問の下、教育基本法と教育振興基本計画の在り方について検討が進められ、平成十四年十一月十四日には中間答申が出されました。

この中間答申の中でも触れられているように、わが国におけるモラルの低下、青少年の犯罪、いじめ、学級崩壊、家庭崩壊、家庭、地域でのしつけや教育に深刻な問題が生じているのも、一つには現行教育基本法の下で道徳教育止まりで、その基礎ともなる宗教教育が過度に軽視されてきた結果であると言えます。

故に、こうした現場に於ける荒廃の解消のみならず、中央教育審議会が目指す人格の完成、我が国の伝統・文化の正しい理解と尊重、心豊かでたくましい日本人の育成を考えるならば、現行の教育基本法第九条一項に「宗教の社会生活における地位は教育上これを尊重しなければならない」とあるのを、「日本の伝統文化の形成に寄与してきた宗教に関する基本的知識及び理解は、教育上これを重視しなければならない」と改正し、併せて「宗教的情操の涵養の尊重」も明記し、教育の現場で実施することが緊要の事と考えます。

また、第九条二項にある「特定の宗教のための宗教教育」という条文は、「特定の宗教のための宗派教育」と改正し、この際、教育

現場において宗教教育全般を禁止するような解釈を生む余地をなくすことが肝要と存じます。

なお、学校教育の場における日本の宗教に関する知識理解教育については、対象別の適切な教材・副読本を整備し、正確丁寧な学習指導要領の作成・教員研修等により十分可能であると考えます。

また、国際化時代にあつて異文化理解の観点から、世界の様々な宗教について学ぶことは大切という指摘もあります。しかし、日本の教育改革としては、まず、中等教育段階までは日本の宗教について基礎的知識と理解を与え、その上に立って人格形成上有効と思われる宗教的情操の涵養に教育努力を傾注することが建設的であり、時宜にかなった選択であると考えます。

財団法人全日本仏教会は、以上の内容をもって現在の教育基本法の規定を改正し、国及び地方公共団体が設置する学校の教育の場において、宗教に関する基本的な知識と正しい理解を促す教育及び宗教的情操教育が尊重され、かつ実現するよう中央教育審議会「答申」に盛り込んでいただくことを強く要請するものであります。

平成十五年二月四日

財団法人 全日本仏教会 理事長

森 和 久

中央教育審議会 会長

鳥 居 泰 彦 様

2003 年（平成 15 年）3 月

—— 真 宗 ——

教団の動き

イラクへの武力行使に反対する声明

【2 / 28】

近時、刻々とイラクを巡る状況は緊迫の度を増し、米国・英国による武力攻撃が危ぶまれる事態であります。このような国際情勢の流れの中で、ふたたび戦争の脅威が人類を襲おうとしていることに対して、深く憂慮するものであります。

世界を覆っている戦争やテロの悲劇は、国家や民族・文化・宗教の違いを根拠にする、政治的な力関係の中で、次々と生み出されています。このような中で、犠牲が強いられるのは戦地の多くの市民であり、まさに大量殺戮が再びくりかえされることとなります。戦争が再び起これば、そこからまた新たな報復のための戦争やテロが反復されるという、悲劇の連鎖は歴史が証明するところであります。「怨みに報いるに怨みをもつてしたならば、ついに怨みのやむことはない」との仏陀の智慧にこそ、私たちは立つべき時なのです。

私たち真宗大谷派は、先の戦争において時の国家に追従し、宗祖親鸞聖人の仰せになきことを仰せとして、多くの人々を戦場に送り出し多大の苦難を与え、世界中の人々の尊いいのちを犠牲にしたのであります。そのことの懺悔に立って、私たちは戦後五十年の節目にあたる一九九五年、教団の最高議

決機関である宗会において、自らが犯した罪責を検証し、二度と戦争を許さない「不戦の誓い」を内外に表明いたしました。私たちは、どこまでも、そこに立ち続けることの決意をあらたにするものであります。

時あたかも、イラクの戦争危機を目前にして、世界中で戦争に反対する人々の運動のうねりが起こっています。いまこの戦争を止めることができなければ、再び二十一世紀を戦争の世紀として、その悲惨と絶望から解放されることはないという、人々の深い危機感の表れでありましょう。国際社会は、この平和を希求する人類の願いに耳を傾け、戦争の回避に向けて叡智を結集すべきであります。私たちは、今こそ、一人ひとりのいのちの尊重を求める非戦の願いを共有しながら、決してイラクに対する武力行使がなされることのないよう、米国や日本政府をはじめとする国際社会に、強く訴えるものであります。

二〇〇三年二月二十八日

真宗大谷派宗務総長 三 浦 崇

【資料 26】

2003 年（平成 15 年）4 月



—— 真 宗 ——

宗議会

このたびの宗会（臨時会）の宗議会において、「イラクへの武力攻撃に反対し、日本政府の戦争協力にも反対する決議」が可決されたので全文掲載します。なお二月二十八日付で宗務総長名による「イラクへの武力行使に反対する声明」が同趣旨のものとして表明されています。

【3 / 12】

イラクへの武力攻撃に反対し、日本政府の戦争協力にも反対する決議

イラクへの武力攻撃が秒読み段階に入り、日本政府は、国連安保理の決議なしでも、アメリカの武力行使を支持する方針を表明しました。

世界ではこれまで、権益、覇権獲得のための戦争によって、幾多の生きとし生けるものたちの未来と可能性が奪われてきました。その数知れぬ無念の死からの訴えは、「世界中の知恵を集めても、戦争は止められないのでしょうか」という叫びであります。

戦争が報復のための戦争を生み、憎悪が憎悪を生み出すという悲劇の連鎖は歴史が証明しています。

イラク攻撃に対する、世界各地での一千万人規模の反戦のうねりは、非戦平和への道を、愛し愛される国を、「世界中の知恵を集めて」もつと時間をかけて議論し、創り出したいという行動であります。

私たちの宗門は、戦後五十年にあたる一九九五年、先の戦争において時の国家に追従し、宗祖親鸞聖人の仰せになきこ

とを仰せとして、多くの人々を戦場に送り出し多大の苦難を与え、世界中の人々の尊いいのちを犠牲にしたことの懺悔に立つた「不戦決議」を採択し、「人間のいのちを軽んじ、他を抹殺して愧じるのではない、すべての戦闘行為を否定し、（略）これらの惨事を未然に防止する努力を惜しまないことを決意」すると、宗門内外に宣言しました。

私たちはその「不戦決議」を体し、世界中の非戦平和を訴える一人ひとりと共に、アメリカなどのイラク攻撃に反対します。

また私たちは、「アメリカの大義」に従い続ける日本政府のなしくずしの戦争協力にも、反対することを表明いたします。

二〇〇三年三月十二日

真宗大谷派 宗議会

2003 年（平成 15 年）4 月

—— 真 宗 ——



イラクへの武力行使に対する抗議と戦争中止を求める声明

【3 / 19】

ついに最も恐れていたイラク攻撃が、米国・英国やそれを支持する国々によって今はじめられようとしており、日本政府はその動きを支持しています。世界中の人々が戦争に反対する中、あえて行われる武力行使に対して、悲しみと怒りを覚えるものであります。

私たちは、去る二月二十八日、イラクへの武力行使がなされることのないよう訴え、声明を發しましたが、このような事態に至ったことは残念でなりません。

ひとたび戦争が起これば、戦闘員はもとより戦地の市民が大量に殺戮され、とりわけ老人や女性、幼い子供たちに、とりかえしのつかない犠牲を強いることになります。どれだけ「正義」の名を掲げようと、いかなる戦争行為も許されるものではありません。むしろその「正義」こそが、犠牲を強いられ絶望の中におかれる多くの人々を見えなくしてしまうのであります。私たちは、今こそ戦争やテロの連鎖によって生み出されてきた憎悪を克服していく道を探らねばなりません。そのことをとおして、国家や民族・文化・宗教の差異を認め合い、共に生き合える社会を実現することが求められています。そのような願いを世界中の多くの人々と共有しながら、私たちは、あらためて不戦の誓いを確かめ、イラクに対する武力行使に断固抗議すると共に、戦争の中止を強く求めるものであります。

また、日本政府は、イラク攻撃支持の立場を表明するなど、憲法に謳われた戦争放棄の理念を踏みにじる行為を行っております。日本政府には、かつて侵略戦争を起こした国として、平和な世界の建設に向けての役割を自覚し、攻撃支持の方針を撤回し、国際社会に対して武力行使反対の立場を明らかにされるよう、ここに要請いたします。

二〇〇三年三月十九日

真宗大谷派宗務総長 熊谷 宗恵

【資料 28】

2003 年（平成 15 年）7 月

—— 真 宗 ——



有事関連三法の成立に抗議し、「日本国憲法」の平和主義の原則に立ち戻ることを求める決議

先の衆議院に続き、六月六日、「武力攻撃事態対処法」「改正自衛隊法」「改正安全保障会議設置法」の有事関連三法が参議院本会議で可決・成立いたしました。

この近年に限っても、一九九九年の「周辺事態法」、二〇〇一年の「テロ対策特別措置法」制定に続き、今回、戦時という非常事態体制に関わる有事関連三法が成立し、更には、イラクへの自衛隊派遣を可能にする「イラク復興支援特別措置法案」の政府提案が迫っております。これら一連の流れにより、世界に誇るべき「日本国憲法」の平和主義と戦後民主主義の空洞化がなし崩し的に進み、更には、国民主権と戦争放棄を柱とした「日本国憲法」が改悪され、国際紛争の解決に武力による威嚇とその行使を用いることを当然とする国に変質していくことに強い憤りを禁じ得ません。

昨年六月、当時、政治日程が上がってきた有事関連三法に對し、私たちは真宗大谷派宗議会の名において、「この法律は戦争放棄を明記する憲法に違反し、すべての軍事を優先させ、市民の人権を根こそぎ破壊して、国民を戦争に駆り立てるもの」であると受けとめ、法案の撤回を求める決議を行いました。それは、かつての歴史の中で、宗祖親鸞聖人の仰せになきことを聖人の仰せとし、国家の戦争遂行にすんで協力を行った真宗大谷派教団の戦争責任を心に刻み続け、「四海のうち、みな同朋」という宗祖親鸞聖人のみ教えに基づいて非戦平和を希求せんという強い決意の表明であります。

一昨年の米国における同時多発テロとそれに対する報復戦争であるアフガニスタン侵攻、今年のイラク侵攻に表されるように、今日、世界は、民族や宗教、文化・歴史の違いを多様性として認め合う方向ではなく、独善的な思考に立つて、自らの是とするところを押し通すという暴力的な気分に冒されております。そして、私たちは、軍事力・経済力という「力」の行使が問題解決のための唯一の選択肢であるという錯誤に支配されようとしています。

「何故、世界は悲惨な戦争殺戮の連鎖を断ちきれないのか？」という問いは、政治的・経済的課題であると同時に、すぐれて宗教的課題であると言えます。私たちもまた、真宗門徒の一人として、軍事力・経済力という「力の信仰」を奉ずる者となっている事実を厳しく慚愧するものであります。

ここに改めて、有事関連三法の成立に抗議の意思を表明するとともに、二十万人を超えと言われる人々に犠牲を強いたことへの真摯な反省より生まれた「日本国憲法（前文）」に「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と宣言する戦争放棄の平和主義の原則に立ち戻り、国政を運営していただくよう強く要請するものであります。

二〇〇三年六月十一日

真宗大谷派 宗議会

イラク復興支援特別措置法

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

目次

第1章 総則（第1条 — 第3条）

第2章 対応措置等（第4条 — 第17条）

第3章 雑則（第18条 — 第21条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、イラク特別事態（国際連合安全保障理事会決議第678号、第687号及び第1441号並びにこれらに関連する同理事会決議に基づき国際連合加盟国によりイラクに対して行われた武力行使並びにこれに引き続く事態をいう。以下同じ。）を受けて、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議第1483号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

（基本原則）

第2条 政府は、この法律に基づく人道復興支援活動又は安全確保支援活動（以下「対応措置」という。）を適切かつ迅速に実施することにより、前条に規定する国際社会の取組に我が国として主体的かつ積極的に寄与し、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

3 対応措置については、我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

（以下略）

【資料 30】

2004 年（平成 16 年）1 月

—— 真 宗 ——

教団の動き

イラクへの自衛隊派遣に関する宗務総長コメント

五月一日に合衆国大統領は、一方的にイラク戦争の終結を宣言しました。しかし今日にいたるまで、イラク国民をはじめ各国の関係者が数多く犠牲になっておられます。報復と報復の悪循環の中の悲しい死であります。

そして十一月二十九日には、イラクでお仕事をされていた二人の日本人外交官とイラク人運転手もまた、その悪循環のはざまでのちを奪われました。まことに深い悲しみであり、つつしんで哀悼の意を表するとともに、いのちを奪った行為にたいして強く抗議いたします。

本日、政府は自衛隊をイラクへ派遣するための基本計画を閣議決定しました。自衛隊は重火器を有する軍隊です。その自衛隊を今なお戦争状態にあるイラクへ派遣することは、復興支援という名目とは逆に、報復の悪循環を助長するだけで

あつて、本当の意味でイラク国民の生活を回復することにはならないと深く憂慮いたします。

なくなれた人の死を悼み悲しむことと、その死を怒りにかえて報復に向かうことは同じではありません。戦いをもつて戦いを終わらせようとするのが、どのような解決にもならないことを真理として受けとめ、関係諸国が英断をもつて戦いを止める努力をする、そのことを促していくことが国際社会における日本が果たすべき役割であると思います。そしてそのことが、二人の外交官を含め、今日まで戦争で犠牲となった多くの人たちの死を、心から追悼することであると思います。

二〇〇三年十二月九日 真宗大谷派宗務総長 熊谷 宗恵

【資料 31】

平成 16 年 (2004) 1 月 1 日

小泉首相の靖国神社参拝に対する抗議文

本日、小泉首相が靖国神社に参拝されましたことに対し、強く抗議いたします。

わたしたち真宗教団連合は、長年にわたり、終始一貫して「首相・閣僚の靖国神社公式参拝中止」を求めてまいりました。特に小泉首相就任以来、度重なる参拝に対して再三にわたり抗議や要請を行ってまいりました。

申すまでも無く靖国神社は、明治政府の国家神道体制のもとに創設されて以来、国家による戦争を正当化するとともに、戦死者を護国の英霊として讃え顕彰することによって、国の戦争責任を回避するという極めて政治的な機能を果たしてきている特異な一宗教施設であります。

わたしたちは、自国民だけではなく、全人類を視野に入れつつ、人間の在りようが課題となる「同一に念仏して別の道なきがゆえに、遠く通ずるに、それ四海の内みな兄弟とするなり」という、阿弥陀如来の浄土を自己の立脚地として生きられた親鸞聖人の教えに生きるものであります。

また、「日本国憲法」の「戦争放棄・信教の自由・政教分離の原則」の精神から考えてみても一宗教法人に首相が参拝することは、先の大戦の数多くの犠牲を踏み躪る行為であり、断じて認めることはできません。

よって、イラク戦争をはじめ混迷極める世界情勢の中にあって、「平和と共生」の国際社会が切に望まれるいま、全人類の平和への願いに心をよせることなく行われた今回の参拝行為に対し、強く抗議するとともに、今後の参拝に関しても引き続き中止を求めていく所存であります。

平成 16 (2004) 年 1 月 1 日

真宗教団連合
理事長 不二川 公勝
真宗教団連合加盟宗派
浄土真宗本願寺派
真宗大谷派
真宗高田派
真宗佛光寺派
真宗興正派
真宗木辺派
真宗出雲路派
真宗誠照寺派
真宗三門徒派
真宗山元派

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

* 真宗教団連合ホームページ <http://www.shin.gr.jp> より

【資料 32】

福岡地裁、小泉首相靖国参拝違憲判決

平成 13 年（ワ）第 3 9 3 2 号損害賠償請求事件

2004. 4. 7 福岡地裁

判決骨子

- 1 被告小泉純一郎は、本件参拝に際し、公用車を使用し、秘書官を随行させ、「内閣総理大臣小泉純一郎」と記帳し、「献花内閣総理大臣小泉純一郎」との名札を付した献花をし、参拝後に内閣総理大臣である小泉純一郎が参拝した旨述べており、本件参拝は、行為の外形において、内閣総理大臣の職務の執行と認め得るものというべきであるから、国家賠償法 1 条 1 項の「職務を行うについて」に当たる。
- 2 本件参拝は、神道の教義を広め、春秋の例大祭や合祀祭等の儀式行事を行い、拝殿、本殿等の礼拝施設を備える宗教法人である靖国神社において、内閣総理大臣によりなされたものであり、その行為の行われた場所、その行為に対する一般人の宗教的評価、行為者の意図、目的、行為の一般人に与える効果、影響等諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断すると、憲法 20 条 3 項によって禁止されている宗教的活動に当たり、同条項に反する。
- 3 本件参拝は、原告らに対して信教を理由として不利益な取扱いをしたり、心理的強制を含む宗教上の強制や制止をするものではないから、原告らの信教の自由を侵害したものとはいえない。また、原告らの主張する宗教的人格権や平和的生存権等は、憲法上の人権と認めることはできない。
- 4 原告らの主張する人格的利益は、憲法上の人権といえないものとしても、一般論として不法行為による被侵害利益たり得ないと解することはできない。
しかしながら、本件参拝により原告らが不安感、憤り、危惧感等を抱いたとしても、その行為の性質上、これにより賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったものといえることはできず、本件参拝について不法行為の成立を認めることはできない。

判決文の後半抜粋

〔略〕

これを本件についてみると、前示のとおり、本件参拝によって、原告らが、不安感、不快感、憤り、危惧感、圧迫感などを抱いたことは認め得るものの、本件参拝は、内閣総理大臣が靖国神社を訪れ、「内閣総理大臣小泉純一郎」と記帳し、同様の名札を付した献花をした上、本殿において一礼方式によって参拝したというものであり、その行為の性質上、他者に対する影響の度合いは限定的なものといわざるを得ないものであり、原告らの立証した前記の諸感情が相当に強度のものとは認め得るものの、なお本件参拝により賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったものといえることはできず、本件参拝について不法行為の成立を認めることはできない。

（カ）まとめ

以上より、本件参拝によって原告らの法律上保護された具体的な権利ないし利益が侵害されたということとはできないから、被告らに対する損害賠償請求は理由がない。

3 結 論

以上の次第であって、原告らの被告らに対する本件請求は、いずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

なお、前記のとおり、当裁判所は、本判決において、本件参拝につきその違憲性を判断しながらも、結論としては、本件参拝によって原告らの法律上保護された権利ないし利益が侵害されたということとはできず、不法行為は成立しないとして原告らの請求をいずれも棄却するものであり、あえて本件参拝の違憲性について判断したことに関しては異論もあり得るものとも考えられる。

しかしながら、現行法の下においては、本件参拝のような憲法 20 条 3 項に反する行為がされた場合であって、その違憲性のみを訴訟において確認し、又は行政訴訟によって是正する途もなく、原告らとしても違憲性の確認を求めるための手段としては損害賠償請求訴訟の形を借りるほかなかったものである。一方で、靖国神社への参拝に関しては、前記認定のとおり、過去を振り返れば数十年前からその合憲性について取り沙汰され、「靖国神社法案」も断念され、歴代の内閣総理大臣も慎重な検討を重ねてきたものであり、元内閣総理大臣中曽根康弘の靖国神社参拝時の訴訟においては大阪高等裁判所の判決の中で、憲法 20 条 3 項所定の宗教的活動に該当する疑いが強く、同条項に違反する疑いがあることも指摘され、常に国民的議論が必要であることが認識されてきた。しかるに、本件参拝は、靖国神社参拝の合憲性について十分な議論も経ないままなされ、その後も靖国神社への参拝は繰り返されてきたものである。こうした事情にかんがみると、裁判所が違憲性についての判断を回避すれば、今後も同様の行為が繰り返される可能性が高いというべきであり、当裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え、前記のとおり判示するものである。

（口頭弁論の終結の日 平成 16 年 1 月 13 日）

福岡地方裁判所第 5 民事部

2004 年 4 月 14 日の公開学習会にて、講師の安西賢誠氏が参考資料として配付されたもの。
なお文中下線は岡崎教区靖国問題専門委員会が加えたもの。

教育基本法「改正」に反対する決議

二〇〇三年三月二十日、中央教育審議会は「二十一世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から」「教育基本法を改正する必要がある」とする答申を文部科学大臣に提出しました。

同答申では「国民の間での自信の喪失とモラルの低下、青少年の凶悪犯罪やいじめ・不登校・中途退学・学校崩壊など」を、学校教育に起因するものなのか、社会に起因するものなのかを十分に見極めることもなく、短絡的に現行教育基本法の問題と決めつけ、子どもの心や家庭への国家の過剰な介入を促進・容認する教育基本法「改正」を、強引に導き出しています。その内容は、「日本の伝統・文化の尊重」の名のもとに、「愛国心の育成」「復古的な道徳教育の強化」や「国家への奉仕・献身」の重要性を強調するとともに、もう一方で、能力主義・競争主義・強者の論理による教育再編を促すものであります。

二〇〇〇万人を超える犠牲者を出したアジア太平洋戦争の惨禍への深い反省に立ち、私たちは、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を三大原則とする日本国憲法を手に入れました。相前後して制定された教育基本法は、その前文で、「われらは、さきに、日本国憲法を制定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」と述べ、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期し」、「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底」す

ることで、日本国憲法の理想の具現化を図ろうと制定されたものであります。

にもかかわらず近年の動きは、国旗・国歌法が制定され、国家主義に立った著しく歪んだ歴史観を持つ教科書を検定合格とし、新学習指導要領・小六社会学習目標に「国を愛する心の育成」を掲げる等、教育現場への国家の過剰介入が加速度的に進んでいます。これら一連の動きは、憲法「改正」のためなされているものと言わざるを得ません。

教育とは、一人ひとりの人間の自己形成を促進し支援する営みであり、国家が特定の人間像を押し付け、その形成を図るといったものであってはなりません。まして、子どもたちは国家のために存在するものでは決してありません。

私たち真宗大谷派は、過去において、仏教者としての本分を忘れ、宗祖親鸞聖人の仰せになきことを仰せとし、無批判に国策に積極的に協力した自らの戦争責任を深く懺悔して、一九九五年、宗議会において「不戦決議」を採択して「惨事を未然に防止する努力を惜しまないこと」を誓いました。

平和憲法「改正」の道を開き、国際紛争を解決する手段として戦争をも辞さない国を支える人づくりを目指すとともに、強者の論理に立つ能力主義で人間を分断することを推し進めようとする教育基本法「改正」に、私たちは真宗仏教者として断固反対することを、ここに決議するものであります。

二〇〇四年六月八日

真宗大谷派 宗議会

【資料 34】

改憲の動きに対し、世界に誇る日本国憲法を守ろうと、著名文化人九氏が呼びかけて六月十日に発足した「九条の会」のアピールを紹介します。

「九条の会」アピール

日本国憲法は、いま、大きな試練にさらされています。

ヒロシマ・ナガサキの原爆にいたる残虐な兵器によって、五千万を越える人命を奪った第二次世界大戦。この戦争から、世界の市民は、国際紛争の解決のためであっても、武力を使うことを選択肢にすべきではないという教訓を導きました。

侵略戦争をしつづけることで、この戦争に多大な責任を負った日本は、戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を含む憲法を制定し、こうした世界の市民の意思を実現しようと決心しました。

しかるに憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心に日本国憲法を「改正」しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。その意図は、日本を、アメリカに従って「戦争をす

る国」に変えるところにあります。

そのために、集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、憲法上の拘束を實際上破ってきています。また、非核三原則や武器輸出の禁止などの重要施策を無きものにしようとしています。そして、子どもたちを「戦争をする国」を担う者にするために、教育基本法をも変えようとしています。これは、日本国憲法が実現しようとしてきた、武力によらない紛争解決をめざす国の在り方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものです。私たちは、この転換を許すことはできません。

アメリカのイラク攻撃と占領の泥沼状態は、紛争の武力による解決が、いかに非現実的であるかを、日々明らかにしています。なにより武力の行使は、その国と地域の

民衆の生活と幸福を奪うことではありません。一九九〇年代以降の地域紛争への大国による軍事介入も、紛争の有効な解決にはつながりませんでした。だからこそ、東南アジアやヨーロッパ等では、紛争を、外交と話し合いによって解決するための、地域的枠組みを作る努力が強められています。

二〇世紀の教訓をふまえ、二一世紀の進路が問われているいま、あらためて憲法九条を外交の基本にすることの大切さがはつきりしてきています。相手国が歓迎しない自衛隊の派兵を「国際貢献」などと言うのは、思い上がりでしかありません。

憲法九条に基づき、アジアをはじめとする諸国民との友好と協力関係を発展させ、アメリカとの軍事同盟だけを優先する外交を転換し、世界の歴史の流れに、自主性を発揮して現実的にかかわっていくことが求められています。憲法九条をもつこの国だからこそ、相手国の立場を尊重した、平和的外交と、経済、文化、科学技術などの面からの協力ができるのです。

私たちは、平和を求める世界の市民と手をつなぐために、あらためて憲法九条を激動する世界に輝かせたいと考えます。そのためには、この国の主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を、自分のものとして選び直し、日々行使していくことが必要です。それは、国の未来の在り方に対する、主権者の責任です。日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いまずぐ始めることを訴えます。

二〇〇四年六月一〇日

井上ひさし（作家）

梅原 猛（哲学者）

大江健三郎（作家）

奥平 康弘（憲法研究者）

小田 実（作家）

加藤 周一（評論家）

澤地 久枝（作家）

鶴見 俊輔（哲学者）

三木 睦子（国連婦人会）

※九条の会ホームページ <http://www.9-jo.jp/> より

〈有事関連 7 法〉

1. 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)
2. 「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」
3. 「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」
4. 「自衛隊法の一部を改正する法律」
5. 「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」
6. 「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」
7. 「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律」

1. 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)

第1条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(略)と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(国民の協力等)

第4条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

- 2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

2. 「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」

第1条 この法律は、武力攻撃事態(略)に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海(略)における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法(略)第76条第1項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手續並びに防衛庁に設置する外国軍用品審判所における審判の手續等を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

3. 「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」

第1条 この法律は、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、武力攻撃事態において捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約(以下「第3条約」という。)その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の的確な実施を確保することを目的とする。

4. 「自衛隊法の一部を改正する法律」

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(ACSA)の改正に伴い、自衛隊法上必要な改正を実施する。

5. 「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」

第1条 この法律は、武力攻撃事態等において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

6. 「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」

第1条 この法律は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。

7. 「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律」

第1条 この法律は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰することにより、刑法(明治40年法律第45号)等による処罰と相まって、これらの国際人道法の的確な実施の確保に資することを目的とする。

* 首相官邸ホームページ <http://www.kantei.go.jp/> より

【資料 36】

🌀 岡崎教区教区会による『教育基本法「改正」に反対する決議文』🌀

教育基本法「改正」に反対する決議文

憲法「改正」に先立って、教育基本法「改正」を求める動きが強くなっています。

2003 年 3 月、教育基本法の見直しを求める答申が中央教育審議会から提出されました。その内容は、現在の教育基本法の「個人の尊厳」「真理と正義」などの基本理念を、「国家や社会の形成者たる国民の育成」というように、国家の政策を優先させた教育に改めようとするものです。そのために、答申には「国を愛する心」、「畏敬の念」、「伝統文化の尊重」などが盛り込まれています。

現在の学校教育に検討すべき問題が多々あることは認めます。しかしそれは教育基本法を見直したり、変えることに短絡的に結びつくことではなく、問題の所在や分析、検討を積み重ねていくことから始めるべき事柄であるはずです。

個人がそれぞれ異なった考え方や価値観をもつことは極めて当然なことで、その一人ひとりの人間の自己形成を支援するところに教育の役割があると言えます。しかし、教育基本法の「改正」によって目指されているのは、一人ひとりの違いをなくし、格差と統制を強める方向だと言わねばなりません。

子どもを国家のために役立つ「道具」として作り替えることが教育であってはなりません。国家が決めた唯一正しい「人間像」を押しつけ、その育成を図ることが教育であってはならないのです。

しかし、今そのような意図をもった国家による教育への介入が推し進められています。人間の尊厳の自覚をこそ大切な課題とする私たち仏教者は、教育基本法「改正」を断じて許すわけにはいきません。

ここに、真宗大谷派岡崎教区教区会において反対の決議をするものであります。

2004 年 8 月 2 日

真宗大谷派岡崎教区教区会

あ と が き

イラクへの自衛隊派遣、教育基本法と憲法9条の改正の動きなど、日本は今、どこへ向かおうとしているのか。そんな思いを強くする昨今の状況です。毎年繰り返される小泉首相の靖国神社参拝が、近隣の中国・韓国との関係を一層複雑なものとしている事実は、今もって日本が先の大戦の総括をしていないことのあらわれでもあります。

年表づくりを思い立ったのも、こんな最近の日本の動きをあらためてたどってみようという動機からでした。年表づくりにあたり、委員会の一委員のレポートが、みんなの思いを集約しているのでご紹介して、あとがきといたします。

*

*

今、靖国問題専門委員会でなぜ「年表づくり」をするのか、その意義・意味はどういうことなのか、など話し合われています。

そのことについて、私は次の二点に尽きると思います。

ひとつは、何よりも自分の怠慢や鈍感さを、しっかりと自己確認することであります。時代感覚の薄弱さは、年表づくりによっていよいよはっきり確認できます。小泉内閣（'01. 4）が成立したときはいつだったのか。私は何をしていたのか。その後、どのようにイラク戦争派遣へと繋がっていくのか。さっぱり忘れていました。

もうひとつは、時代の空気というか雰囲気を確認すること。芥川龍之介がいう「ぼんやりとした不安」どころか、年表を見れば、現今の世相、政治状況は「尋常でない不安」にさらされていることが浮き彫りにされてきます。

一言でいえば、「年表」は、「自己」と「時代・社会」を確認することだと思います。

*

*

この「年表」を、教区・組、あるいは寺などの学習会の資料として広くご活用いただき、同じ時代・国を生きる私たちにとって、靖国問題が信心の課題として、ますます深められますことを願っています。

2005年6月

岡崎教区 靖国問題専門委員会

資料集Ⅱ 現代靖国年表 1999～2004

発行 2005年12月8日
編集 真宗大谷派 岡崎教区靖国問題専門委員会
発行者 岡崎教務所長 出雲路 善公
発行所 真宗大谷派 岡崎教務所
〒444-0031 愛知県岡崎市梅園町1-1-2
電話0564-22-2136(代) FAX0564-22-6472
印刷 株式会社ヨシノ印刷
〒444-0924 岡崎市八帖北町14-15
電話0564-24-1218